

# ポルノグラフィと女性の客体化

江口聡\*

「メディア哲学の構築—画像の役割の検討を中心として—の一環として」研究会  
2008年2月1日

## 1 国内の議論

- 児童買春・児童ポルノ処罰法 (1999)。単純所持を含めるかどうかの議論。
- マンガ・イラストも規制対象にするか？ 日弁連などは反対。
- 2007年10月発表の内閣府「有害情報に関する特別世論調査」「雑誌、DVDなどの有害情報」を国や都道府県が規制すべきであるが計85%、「インターネット上の有害情報」を規制すべきであるが計9割、マンガ・イラストも処罰対象にするべしという意見が計9割。<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h19/h19-yugai.pdf>
- 「表現の自由」との葛藤。
- 米国では80年代から90年代にかけてマッキノン・ドゥオーキンらの議論を中心に数多くの議論が行なわれたが、国内ではポルノ規制に関する議論はそれほど盛んではない。
- メディアが視聴者に与える悪影響論。佐々木 (1996, 2004); 板元 (2005) ← 国内では実証研究があまりしっかりしていない。(松川, 2002, 2003, 2004, 2005, 2007, も参照。)
- バクシーシ山下、バッキー栗山などの過激な暴力的アダルトビデオ批判。浅野 (1999a,b, 2000b,a, 2002)
- マッキノン=ドゥオーキンのタイプのフェミニスト的ポルノ規制。Dworkin (1981)、MacKinnon (1993); マッキノン・ドゥオーキン (2002); ポルノ・買春問題研究会 (2003)、角田 (1991, 2001)、朝倉他 (2004); 若尾 (2005a,b) 杉田 (1999, 2006)、中里見 (2007, 2006, 2005, 2004, 2000) ← 国内では女性フェミニストとより男性研究者の方が熱心？江口他 (2004); 江口 (2006) 参照。マッキノン=ドゥオーキンの議論の批判については最近翻訳された Strossen (2000) も参照。
- ヘイトスピーチ等との関係の議論。特にジュディス・バトラーの『触発する言葉』(Butler, 1997)での「言語行為論」を援用する形で。若林 (2003) 北田 (2005)、斎藤 (2005)。江口 (2007)、梶原 (2007) も参照。

---

\* <http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~eguchi/>

## 2 議論はどこらへんに？

1. **猥褻アプローチ**。「猥褻」と表現の自由をめぐる。社会秩序、性道徳。→最近では流行らない。
2. **性暴力アプローチ**。ポルノは「危害」を構成するか？
  - (a) ポルノ制作現場での犯罪・暴力 → バクシーシ山下、バッキー栗山などのケースで問題化。
  - (b) (暴力) ポルノと性暴力の因果関係
3. **搾取アプローチ**。ポルノ出演は強制か？女性の搾取を含むか？
4. ポルノと性差別
  - (a) **名誉毀損アプローチ**。ポルノは女性の名誉毀損か？ → あまり見込みがない。
  - (b) **言語行為論アプローチ**。ポルノはそれ自体性差別か？ → 江口 (2007) で論じてみた。
  - (c) **モノ化アプローチ**。ポルノは人格をモノ化しているか？ → 江口 (2006) で論じてみた。
5. ネット中毒 / “Family Value” アプローチがそのうち盛んになるかもしれない\*1。

## 3 ポルノは性暴力の原因になるか

メディアが視聴者に与える影響。

**カタルシス** 攻撃行動の原因は欲求不満（フラストレーション）。他の人の攻撃行動に代理参加することによってフラストレーションを解消することができる。

**観察学習** 人びとは生まれもって暴力行為への傾向をもつわけではなく、それらをどこかで観察し学習することによって身につける。

**脱感作** 脱感作 desensitization。慣れ。行動療法。脱感作を利用した神経症治療が効果的なことは広く認められている。

**カルティベーション** 暴力や犯罪が描かれているフィクションメディアに接触すると、現実とフィクションとの区別が曖昧になる。暴力表現に触れると現実にも世の中には暴力が溢れていると思ひこみ、過剰な恐怖を抱く。

60年代から主としてテレビにおける暴力表現と（ポルノ）映画が人々に与える影響が調査されている。

### 3.1 ジョンソン委員会

1970年、米国 *The Commission on Obscenity and Pornography*。実証的。ポルノを視聴した人々の性行動は活発になるが、ポルノと性暴力・性犯罪（露出、覗き見、児童誘拐など）の間には関連性が見いだせないと報告。性教育の充実、ポルノの影響の研究の推進、子どものポルノ接触などを制限することを勧告するが、成人に対する規制に反対。議会で拒否される。

---

\*1 Grundner (2000) はインターネットポルノが依存症 addiction を引き起こすと主張。米国では、ネットサーフィン時間の 1/4 程度がポルノ視聴に使われているというデータあるらしい。(Rathus et al., 2005, p. 661) 孫引き、未確認。

## 3.2 ウィリアムズ委員会

*The Committee on Obscenity and Film Censorship*. Williams (1979)。英国。1979。ポルノがはっきりした危害を構成するとは認められず。法規制において、「猥褻 obscene」「下品 indecent」などの語を用いることを控えるよう勧告。ただし、児童ポルノや撮影にあたって実際の肉体的苦痛をとまなうようなものは規制すべき。

## 3.3 ミネアポリス公聴会

1983年、ミネアポリス市でのポルノ規制に際して公聴会が開かれ、性犯罪者の聞き取り調査、被害者の証言などによってポルノと性犯罪の間には因果関係があると主張される。

## 3.4 ミース委員会

- 
- 1986年、レーガン政権下での調査。The U.S. Attorney General's Commission on Pornography (Meese Commission)。暴力的ポルノと性犯罪の間には因果関係あり。(Attorney General's Commission on Pornography, 1986, 5.2.1)
- 国内ではあまりとりあえられなかったが、近年中里見 (2004, 2005) が紹介。ミスリーディングな紹介で問題あり。数多くの批判は Edwards (1992) で外観できる。
- 委員会の「因果関係」は実証的なものではない。予算の関係もあり (ジョンソン委員会の 1/10)、主として、文献調査、性犯罪者の聞き取り調査、性暴力被害者の証言、統計調査などからの推測にすぎない。委員会構成員も保守的な人々がほとんどだったと批判されている。

女性に対する攻撃的ふるまいと (合法であれ違法であれ) 性的暴力との間のつながりを見つけるには、実験的な証拠だけでは見つけられないようないくつかの仮定が必要になる。しかしながら、われわれは、これらの仮定を置かない理由を見つけれない。女性に対する攻撃的ふるまいの増加が、人口全体からすれば、性的暴力の増加に因果的につながっているという仮定は、臨床的な証拠によっても、それほど科学的でない証拠によっても支持されている。(このような) いくつかの仮定はわれわれ全員にとって、われわれの常識によってあらかじめ正当化された仮定でもある。(Attorney General's Commission on Pornography, 1986, 5.2.1)
- つまりこの主張される因果関係 (実験室で観察されるかぎりでの女性に対する (性的ではない) 攻撃的ふるまいから、実際の「性」暴力への因果関係は、たんに委員会の人びとの常識や直観にもとづいたものにすぎない。

## 3.5 実験室、フィールドでの研究

1. ポルノ視聴と性暴力の間のポジティブな関係は十分実証されていない。
2. Malamuth (1984)、Check and Malamuth (1985); Malamuth and Donnerstein (1985) Buss and Malamuth (1996); Donnerstein (1980); Donnerstein and Berkowitz (1981); Malamuth and Donnerstein (1982) らの研究が有名。(紹介は大淵 (1991) 杉田 (1999)、板元 (2005) など) (この場合のポルノの定義は女性蔑視・暴力が含まれているもの)
3. Donnerstein (1980)。120人の大学生被験者に、実験協力者 (男性・女性) が中立的あるいは不愉快な扱いをし、非暴力的ポルノ、または暴力的ポルノ (男性が女性の自宅に侵入しレイプする) を見せる。次

に、最初に対応した実験協力者に対して（学習トレーニングのための）電気ショックを与えるチャンスを与える。暴力的ポルノを見た男性被験者、非暴力的ポルノを見た男性より、女性に対して激しい電気ショックを選択した。

4. 暴力的ポルノは強姦気質を有する被験者の場合は性的興奮をまねく。特に被害者が肯定的な反応を示すとき性的興奮は強い。
5. → 「強姦気質」をもつ者では女性は強姦によって快楽を得るという信念が強まる。
6. 暴力的ポルノの受容度と「つかまらなければ強姦する」という自己報告の間には強い相関関係がある。
7. 非暴力ポルノに多く接触した被験者は、強姦犯に対して科すべき拘禁期間を短くてよいと判断するようになる。
8. 非暴力的なポルノの長時間の接触も、視聴者が高いレベルの怒り・欲求不満をもつおよびアルコール等を摂取している場合には暴力への外的抑圧を低下させる。
9. 80年代まで盛んだった実験室でのポルノ被爆実験は、80年代以降控えられるようになってきているように見える（「研究倫理」などの影響？）。行動そのものよりアンケートを中心としたものに変化し、それほどおもしろい実験はおこなわれていない模様。
10. Malamuth et al. (2000)。ポルノの頻繁な使用者と性的に攻撃的なふるまいの間に相関あり。また暴力ポルノと性的攻撃のあいだにはさらに強い相関がある。  
「暴力ポルノは、一般の視聴者をより攻撃的にするというよりは、攻撃的な人をより攻撃的にする」といったところが現在の研究者たちのコンセンサスのようである。
11. 国内では注目されていないし、古いが、Eysenck and Nias (1978)。重要。ポルノ視聴とそれにとまなうマスターベーションがもたらす快によって、嗜好が強化される。各種の恐怖症などの治療にアイゼンクらの提唱している認知行動療法が大きな成果をあげていることから、彼らの強化および脱感作の理論を無視することは難しい。
12. また、今後は David M. Buss らの進化心理学の知見も検討する必要がある。(Buss, 2008, 2003, 2000) (ミラー, 2002)
13. もしポルノ視聴と性暴力の間に、ゆるい因果関係があれば法的規制は必要になるか？ → 難しい。他の表現の規制（たとえば暴力表現の規制）との整合性は？成人であれば、なにを見るかはその当人の責任で自由になされるべきか？

## 4 中里見博『ポルノグラフィと性暴力』

中里見 (2007)。力の入った最近の良書<sup>\*2</sup>なので、検討しておきたい。

### 4.1 ポルノ議論の政治学

- ポルノと性暴力の因果関係についての議論は、ポルノ愛好者の利害関係やバイアスによってねじれているかもしれない。  
ポルノ消費と性暴力の関係性を否定する立場の想定する「ポルノグラフィと性暴力の間の因果関係」なるものは、いかなるものであろうか。それは (1) あるポルノグラフィ消費者すべてが性暴力

---

<sup>\*2</sup> 杉田 (1999) も参照。

を実行に移すこと、(2) そのポルノグラフィを消費したことが、その性暴力の唯一の原因となっていること、という二点を暗黙に想定しているようである。その二点が同時に、あるいは少なくとも一方が証明されなければ、ポルノ消費とその後に続く性暴力との間に「因果関係」はない、そして「因果関係」が存在しない以上、ポルノグラフィは存続しなければならない、というように。(p.77-8)

- 別の論文ではもっと興味深い考察を行なっている。  
因果関係否定論には次のような想定があるように思われる。第1に、ポルノが当該性暴力の唯一の原因となっていなければならない、第2に、あるポルノが性暴力の原因となるなら、そのポルノを消費するすべての男性に同じ結果が生じなければならない、という想定である。それらが証明されないかぎり、ポルノは存続しなければならない、と。  
それはなぜだろうか。1つの、しかし決定的な理由は、立法者、法執行者、メディア人、研究者など言説を支配している人びとの大半が、ポルノグラフィを娯楽・快楽として楽しんでいるからではないか。ここには、ジェンダーという「階級」利益の問題が深く関わっていると思われる。(中里見, 2004, p. 68)
  - しかし、(1) 「唯一の原因」といったものは、どういう現象についても存在しない。また、(2) 通常言われる因果関係は統計的であってもまったく問題がない。これらはほとんど誰でも認めるはずだ。  
しかし、この原因-結果関係論はあまりにも厳密すぎる。上記のような因果関係が立証されれば、そのような商品・製造物を社会に流通させることは危険すぎるため直ちに禁止されるであろうが、現在の公害責任や製造物責任はそのように厳密な原因と結果（損害）の関係性の立証を要求していない。ポルノグラフィという「製品」は「表現」にかかわることだからという一点だけでは、そのような厳格な因果関係の要求を正当化できないであろう。(p. 78)
  - 公害責任や製造物責任が原告側に原因と結果の間の詳しい因果関係のメカニズムの証明を求めているのはその通り（そしてそれはよいこと）だが、それとポルノグラフィと性暴力の関係は同じものだろうか？無過失責任を企業に課すのはさまざまな（たとえば功利主義的）正当化が可能なのだが、それはやっぱり製造物と被害のあいだに（正確にはどういうメカニズムかはわからんにしても）一定の因果関係があることがわかっているときに限られるのはとうぜんのことだ。私の人生が今失敗していることが、子どものころに『宇宙戦艦ヤマト』を見たからだ、なんて主張されたら困るだろう。したがって、メカニズムの分析はともかく、なんらかの因果関係の推定はどうしても必要だろう。
  - 因果関係については、刑法においても、民法においても、(1) 条件説「その行為がなかったらその結果は生じなかったろう」、(2) 原因説「条件のなかからなんらかの標準だけを選択し「原因」とする。たとえば一番有力な条件となったものが「原因」)、(3) 相当因果関係説（だいたいその行為からその結果が生じるのが経験上通常）の三つの主要な立場があり、相当因果関係説が主流とされている。もちろん、蓋然性の証明は必要。  
化学物質・薬品あるいは一定機械器具を永年使用したと身体障害との間の因果関係の問題は、高度の専門的知識を必要とし、また現在の科学の水準をもってしては証明できないこともしばしばである。これについても、裁判官の革新を必要としたのでは、証明の不可能または至難となる。そこで、一応の因果関係があるとの蓋然性の証明がなされたときは、製造者の側で因果関係がないという反対の証明をしなければならないものと解される。(自由国民社『図解による法律用語辞典』p. 347)
- <p>また、ポルノを規制した場合に、表現の自由やポルノ愛好者の快楽を抑圧するに見合うだけの社会

的な利益や効用をもたらすのかどうか。

## 4.2 模倣や学習による危害と責任

- Feinberg (1985) が重要かもしれない。
- ギャングが被害者に漂白剤を飲むことを強要した。これはクリント・イーストウッド主演の映画を模倣したものだ。もちろん、ある犯罪の責任は、直接には犯人にある。しかし、だからといって、映画会社「にも」責任がないということにはならない。「A が B の有害な行為の因果的な原因となっており、かつ、B の行為が完全に自発的だったということがありえる」
- ファインバーグによれば、責任を問うためには、それがなければその不法行為が生じなかった、という「but for」テストが必要。イーストウッドの映画がなければその犯罪が成立しなかったという因果関係を示すことが必要。
- たしかに、「映画会社は、その映画が精神的に問題をかかえた人に犯罪を犯させるかもしれないことを知っておくべきだった」と主張するひともいるかもしれない（過失 negligence）。しかし、「過失」を問うためにはそれによる危害が非常に甚大であることを示す必要がある。したがってファインバーグは、このような事例で刑法的責任を映画会社に負わせることは不適切かもしれないと認める。（おそらく表現物には「無過失責任」のような考え方を適用するのは無理である。）
- ただし、だからといって一切の責任が映画会社にないとは言いきれない。刑事的な責任追求は適切だろうが、不法行為として民事的な賠償責任を負わせることは適切でありうる場合があるかもしれない。
- そのためには、similar-fact evidence が必要である。刑事裁判では、非常に似かよった事例の存在が同一犯であることの証拠として採用されることがある。これが similar-fact evidence。ただし、その類似性が特徴的である必要がある。similar-fact evidence によってレイプが映画などの模倣によって行なわれたとするには、たんにレイプしたというだけでなくその特徴が似かよっている必要がある。仮に単にレイプ描写をふくむ映画や図書全体を規制してしまえば、おそらく残る作品はほとんどなくなってしまふ。

## 4.3 カタルシス理論への反論

この事実を踏まえたうえで、なお一部の論者のいうように、「ポルノグラフィの使用が性犯罪を減らす」としたら、その論者はこういわねばならない。ドメスティック・バイオレンスを減らしたければ、妻を殴り、虐待し、拷問することを娯楽に仕立てる本やビデオを社会に大量に流通させ、世の夫全員が妻の虐待映像を自らの身体的・心理的快楽として消費するようになればよい、と。また子どもの虐待を減らしたければ、子ども虐待を娯楽にする商品を社会に溢れさせて親がそれを好んで使うようにし、外国人差別をなくしたければ、当該外国人を拷問するビデオを人々の楽しみにすればよい、と。「ポルノグラフィが性犯罪を減らす」という議論が、いかに逆立ちした議論かわかるはずである。(p. 75)

- メディアによるカタルシス理論には多くの問題があるのは確か。
- しかし上の議論は、表現としてのポルノと、道具としてのポルノを混同している。ポルノグラフィがカタルシスをもたらすとされるのは、ポルノグラフィの視聴ではなく、それをういたマスターベーションによるものであるように思われる。したがってこの議論はあまりうまくないように思われる。
- また、性欲が人間の欲望のなかでもかなり特殊な欲望であることをみのがしているように見える。性欲

のやむにやまれぬさ、「自然」さはほとんどの人に強く感じられるものだろう。それに対応するようなDV欲とか虐待欲というものがあるのかどうか。「だれでもいいから女を殴りたい」「誰でもいいから若い女のパンツを盗撮したい」といった欲求は理解できないわけではないが、「誰でもいいから妻を殴りたい」「誰でもいいから自分の子どもを虐待したい」「外国人ならだれでもいいから拷問したい」という形の欲望をもつてのはなかなか想像しにくい。私の根拠のない思弁では、家庭内暴力や児童虐待の人びとの心のなかは（私の想像では）「言うこと聞かない妻をやむなく殴る」「しつげだから」「～人は～だから我が国から追い出さなきゃならない」とか状態になっているように思われる。つまり、DVや児童虐待や外人拷問は、直接に殴ったり虐待したり拷問したりすることを目指す欲求ではないのではないだろうか。いろいろな認知の歪みと自己コントロールの喪失が、DVや虐待や外人嫌いの原因であるように見える。これに対してポルノ好きはどうか。

#### 4.4 「セックスワーク」論批判

ポルノ出演や売春行為を「セックスワーク」として、他の労働と同じ法的保護を与えるべきだとする議論に対しての批判。<sup>\*3</sup>

このような「性＝労働」論に対する最初で最大の疑問は、売買春・ポルノにおいて「性的サービス」労働ないし「演技」行為が売買されている、という前提そのものにある。もし本当に売買春・ポルノにおいて「性的サービス」という労働ないし「演技」が売買されているのであれば、「性労働」市場において最も高く買われる人は、「性的サービス」または「演技」に最も熟達した人でなければならない。ところが、現実の「性労働」市場では、身体的・性的に成熟しておらず、性に関してほとんど無知な子どもが、性的な「サービス」を何ら提供することなく、あるいは性的な「演技」を行なうことなく、完全に受動的に、何もせずに横たえられ、性的使用に供されるままにされることで高額に取り引きされている。あまつさえ縛られ、拘束され、磔にされ、まったく「サービス」も「演技」もできない状態に女性が置かれることに対して、金銭が支払われる。性売買では性的サービス労働や演技が売買されているとみなす「性＝労働」論は、このような事態を説明することができない。(p.53)

- ポルノに限らず強制労働や児童労働は、一般的に禁じられるべきである。
- また、映像の作成にあたって、実際の肉体的・精神的苦痛を与え撮影することも規制されるべきであるように思われる<sup>\*4</sup>。
- しかし中里見の主張の背後にあるのは、ポルノ出演や売春などが、なにか労働とは別のものを売っているのではないかという直観のように思われる。
- 労働は技術なり労働力なりを売る。しかし、売買春や本番AVで女優や男優が売っているのは技術なのかどうか。AV男優の加藤鷹は技術を売っているかもしれないが、その相手になるAV女優は技術ではなく、**生理的な反応**を売っているのではないかという意味で身体を売買している感覚がある。
- マッサージ師や医師・看護師・介護士などは、身体を使い、我々の身体に対して仕事をするわけだが、われわれがマッサージ師らに求めるのは、その身体の動作としての労働であり、その身体そのものではない。しかし、性的な欲求は他人の動作というよりは他人の身体と心理的・生理的反応に直接に向かう。
- 世間には多くの労働があり、その一部は非常に危険であり（例えばスタントマンや溶接工<sup>\*5</sup>）、場合によっては障害や後遺症を残す可能性を含む労働もある。ポルノ以外の各種のモデル（たとえばデッサン

<sup>\*3</sup> (Delacoste and Alexander, 1987; 浅野, 1998; Weizer, 2000; 要友紀子・水島希, 2003)

<sup>\*4</sup> しかしこれは程度の問題かもしれない。テレビ・映画などの撮影現場にどのような規制があるのかは未調査。

<sup>\*5</sup> 最近漫画雑誌『モーニング2』に、溶接工を主役にしたおもしろいマンガが掲載されていたので例にあげてみた。それによれば、溶接は非常に怪我の多い（ほぼ不可避）作業であるようだ。

モデル)のように身体を見せることを労働とするものもある。そのような労働は許容され、ポルノ撮影に出演することは許容されないと考えるのはなぜか？

- 一つの答は、スタントマンや溶接工の労働は怪我をすることではなく、スタントを演じ、溶接することであるのに対し、ポルノ女優の仕事は、ナマの生理的な反応を見せることであるから、というものかもしれない(サディスティックなポルノの場合は、苦しむことかもしれない<sup>\*6</sup>)。
- つまり、スタントマンや溶接工を雇うことと、ポルノ女優を雇うことの違いは、スタントマンや溶接工はさまざまな生理的・心理的状況で労働することができるが、ポルノ女優はある種の生理的・心理的状況にあることを求められるという点にある。あるいは、支払う側から見れば、結果(労働者が苦しむ)というよりは意図(苦しめる意図があるか)にあることになる。<sup>\*7</sup>
- これは有望な議論かもしれない。しかし、これだけではやはりポルノが道徳的に邪悪である十分な論証にはなっていない。なぜなら、ここから出てくるのは、ポルノそのものが邪悪であるという結論ではなく、うまいフェイク(演技)を考案するべきだということになりそうだからである<sup>\*8</sup>。たとえば功利主義者ならば、あらゆる苦痛を減らすべく努力するべきだと主張するだろう。
- むしろ、性的欲求一般の邪悪さが見えるだけである。中里見の意図をもう少し検討してみる。

#### 4.5 モノ化批判

- 中里見は、ポルノや売春における女性のモノ化こそが問題であると考えている。

ソフトからハードまでグラデーションとして存在するポルノグラフィを共通して貫いている原理は、女性を性的に客体物化する(objectify)ことである。(中略)女性の性的客体物化の究極的な形態は、女性の死であるといつてよい。つまり、女性の性的客体物化の行き着く果ては、セックス殺人(セックスを目的に女性を殺すこと)である。女性を性的客体物化することを快楽とする男性のセクシュアリティは、究極的にはセックスと死を結びつける——女性の死こそ男性の最大の性的快楽とする——権力にほかならない。つまり、女性を性的客体物化する男性のセクシュアリティそのものが、一つの権力なのである。女性の性的客体物化(sexual objectification)、これがジェンダーとしての男性が女性に行使する共通の性的権力である。(pp. 26-7)
- 私には、ポルノだけでなく、(カントが指摘するように)性的活動は必然的に相手の客体物化と使用を含んでいると思われる。もし客体物化が道徳的に非難されるべきであるとするならば、ほとんどすべての性的活動が非難されるということになりそうである。(Soble, 2002b; Nussbaum, 1995; Corvino, 2006)(江口, 2006)
- 性欲と死が密接に結びついているということは20世紀にしばしば議論されたが、上の中里見の「究極的な形態は、女性の死」は疑問。
- 極端な形でのサディズムを表現した作品もあるが、従来の書籍ポルノからネットポルノに至るまで(古代からの各種の美術作品を含めて)、ポルノの主流は「美人単体もの」のはず。もちろんサディズムを好む人々も少なからず存在するだろうが、女性を客体物化した主流ポルノを好む人々の多く(一部?)がサディスティックな作品に辿りつくことになるのかどうかは明らかではない。おそらく経験的には偽。(Kendrick, 2007)
- Nussbaum (1995) は人格の「モノ化 objectification」で問題とされる、「人格」と区別された「モノ」に

<sup>\*6</sup> かなり特殊なケースだと思われるが、卯月(2000)などが興味深い。

<sup>\*7</sup> 似た問題については「感情労働」に関する議論がある。Hochschild (1983)、武井(2006)などを参照。

<sup>\*8</sup> もちろん、現実にはそのような演技をポルノ「女優」たちに時間をかけて学習させようとする撮影者は少ないだろう。このような事実的な難点だけで、実演ポルノを規制する根拠になるのかもしれない。



は、少なくとも次の七つの特徴があると指摘している。

**道具性 (instrumentality)** ある対象をある目的のための手段あるいは道具として使う。

**自律性の否定 (denial of autonomy)** その対象が自律的であること、自己決定能力を持つことを否定する。

**不活性 (inertness)** 対象に自発的な行為者性 (agency) や能動性 (activity) を認めない。

**代替可能性 (fungibility)** (a) 同じタイプの別のもの、あるいは (b) 別のタイプのもの、と交換可能であるとみなす。

**毀損可能性 (violability)** 対象を境界をもった (身体的・心理的) 統一性 (boundary-integrity) を持たないものとみなし、したがって壊したり、侵入してもよいものとみなす。

**所有可能性 (ownership)** 他者によってなんらかのしかたで所有され、売買されるものとみなす。

**主観性の否定 (denial of subjectivity)** 対象の主観的な経験や感情に配慮する必要がないと考える。

- ヌスバウムは道具性こそが他の種類の問題の多いモノ化を引き起こす中心的概念であると主張している。しかし、このヌスバウムの洞察には難点があるように思われる。たしかにヌスバウムが指摘するように、他人を道具として扱うことは、心理的あるいは因果的に、他の点でもモノとして扱うことへつながりやすい。しかしこの関係は概念的・必然的なつながりではなく、心理的・偶然的な関係でしかない。ヌスバウム自身も認めているように、他人を道具として扱いながらも、その人の主観的経験に配慮することも十分可能のはずである。
- 労働者や奴隷をなにか他の目的のための道具とみなすことが、その人たちを代替可能なものとみたり、毀損可能なものとみたり、主観的な経験や感情を軽視したりすることにつながる。しかし、(たとえば古典的な功利主義の観点からすれば) おそらく最も問題なのは苦しみや痛みなどの主観的経験のほうである。もちろん、価値に関して当人の主観よりも客観的な基準を採用する人々はこれに同意しないだろうが、主観的経験とは独立になんらかの価値を主張するのであれば、かなり困難な正当化を行なう必要があると思われる。(私の 2006 年の論文 (江口, 2006) では指摘することができなかった)。
- カントもまた他人を「単なる手段」として使用することが道徳的に非難されるべきであると考えていた。しかし、カントの場合、たとえば召し使いを雇うことは許容される。それはその召し使いの人間性を「単なる」手段としてではなく、同時に尊重される「目的として」扱っているからであると考えられる。ではなぜ性的活動にかぎって、手段として扱うことが不道徳であるのか。  
性的傾向性はただそれだけを取り出してみれば、欲望に他ならない。そうしてみれば、やはりそのような傾向性には人間を低劣にするものが存している。なぜなら、人間が他人の欲望の対象になるやいなや、関係を人倫的にする動機がすべて脱落してしまうからである。すなわち、人間は、他人の欲望の対象としては、他人の欲望がそれによって鎮められる物件なのであり、誰によってもそのような物件として濫用されうる物件なのである。性的傾向性が根拠になっている場合を除いて、人間が他人の享楽の対象となるようすでに本性上決定されているなどという場合は存在しない。人間は確かに他人を自分に奉仕する道具として使用できるし、他人の両手・両足を自分に奉仕するものとして用いることができるが、それはその他人の自由な選択意志をもってこそ可能なのである。他方、われわれは、性的傾向性による以外に人間が他人の享楽の対象になりうるとはまったく思わない。(Kant, 1974, 「身体に対する義務について——性的傾向性に関して)。
- この一文は非常に重要。カントはおそらく、あらゆる性的欲望に道徳的疑念が付きまわざるをえないと考えている。この問題に対するカントの解決は、一夫一婦の結婚制度における「互いの性的能力を使用する相互契約」(Kant, 1797)

両性の性的特性を相互に使用しようとする欲望を前提しているとしても、婚姻契約は決して任意的なものではなくて、人間性の法則によって必然的な契約なのである。言いかえれば、男と女が互いに相手方をその性的特性に従って享楽しようと思うなら、彼らは必然的に婚姻を結ばねばならない。そしてこのことは純粋理性の法

の諸法則において必然的である。

そのわけは以下のとおりである。一方の性の者が他方の性の者の生殖器についてなく自然的使用は、享楽であって、そのために一方は他方に身を任せる。この働きによって、人は自分みずからを物件とするのであって、こうしたことは彼自身の人格における人間性の権利に反する。この使用が可能であるのは、ただ次のような唯一の条件、すなわち、一方の人格が他方の人格によってさながら物件として取得されながら、前者は前者でまた逆に後者を物件として同じように取得するという条件のもとにおいてだけである。なぜなら、こうすることによって、前者は再び自分自身を獲得し、その人間性を回復するからである。ところが、人間の身体の一部を取得することは、人格の絶対的不可分性のゆえに、同時に全人格の取得である。その結果、一方の性の者が他方の性の者の享楽のために身を任せ、またその受諾をなすことは、単に婚姻という条件のもとで許されるというだけではなくて、さらにこの条件のもとでだけ可能だといわなくてはならない。だが、こうした対人的権利がしかも同時に物件的様相をもつということは、次のような理由に基づいている。すなわち、もし夫婦の一方が逃げ去るとか或る他者の占有に身をゆだねるとかした場合、他方はその当人を、いつでも、かついや応なしに、まるで一つの物件のように、自分の支配力のもとへと連れ戻す権能をあたえられているということ、これである。

## 5 Alan Soble のポルノグラフィ論

Soble (1998)、Soble (2002a)。

- ポルノ使用の目的＝消費者の目的＝性的興奮、性的好奇心の満足、性的ファンタジーの形成、マスターベーション。
- 大量生産。性的興奮と快樂の商品化。
- 資本社会における商品。欲望が刺激され操作される一方で、稀少性を高めるために入手に制限が加えられる。
- 現実の稀少性と見かけの稀少性。
- ヴィクトリア朝的（保守的）性道徳。婚前交渉の禁止、一夫一婦制結婚制度、女性の性欲や性的活動に対する否定的態度、性に対する不安と罪悪感。
- 60年代以降のリベラル健康主義。「性の解放」。女性のオルガスムの重視。こちらも不安や罪悪感に訴える。（「処女・童貞で恥ずかしい」「あんまり女性を知らない」「私はちゃんとしたセックスしているか」「オルガスムを感じられないのはどこがおかしいのか」etc）
- 男性のポルノ消費は、保守的性道徳と性的リベラリズムとの葛藤のなかで行なわれる。一方では多くの性的経験が称賛され、一方では入手困難。
- ポルノによる男性の性的脱感作。嗅覚、味覚、触覚などの使用を制限し、視覚だけによって性的刺激を与える。視覚刺激と性器刺激だけが連関させられる。
- 資本主義社会での男性の無力。
- 男性はポルノ消費によって支配の感覚を得る。どういう女性とどういうシチュエーションでセックスすることかは自由に選択できる。ごたごたやいざこざ、失敗や誤解などは生じない。
- ポルノ使用は「本当の男はオナニーしない」「女を誘惑するのが男の甲斐性」といった男性性の放棄。

## 参考文献

Attorney General's Commission on Pornography (1986) *Final Report*, U. S. Government Printing Office. いわゆる

- 『ミーズ報告』。 <http://www.porn-report.com/> から入手できる。
- Bullough, Vern L. and Bonnie Bullough eds. (1994) *Human Sexuality: An Encyclopedia*, Garland Publishing.
- Buss, David M. (2000) *The Dangerous Passion*, Bloomsbury Publishing PLC. (デヴィッド・M・バス, 『一度なら許してしまう女 一度でも許せない男』, 三浦彊子訳, PHP, 2001) .
- (2003) *The Evolution of Desire: Strategies of Human Mating*, Basic Books, revised edition.
- (2008) *Evolutionary Psychology: The New Science of the Mind*, Peason, 3rd edition.
- Buss, David M. and Neil M. Malamuth eds. (1996) *Sex, Power, Conflict: Evolutionary and Femist Perspectives*, Oxford University Press.
- Butler, Judith (1997) *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge. (ジュディス・バトラー, 『触発する言葉：言語・権力・行為体』, 竹村和子訳, 岩波書店, 2004) .
- Check and Malamuth (1985) “An empirical assesment of some feminist hypotheses about rape,” *International Journal of Women’s Studies*, Vol. 8.
- Corvino, John (2006) “Sexual Objectification,” in Alan Soble ed. *Sex from Plato to Paglia*, Greenwood Press.
- Delacoste, Frederique and Pricilla Alexander eds. (1987) *Sex Work: Writings by Women in the Sex Industry*, Cleis Press. (フレデリック・デラコステ, プリシラ・アレクサンダー編, 『セックス・ワーク：性産業に携わる女性たちの声』, パンドラ監修, 山中登美子他訳, パンドラ, 1999) .
- Donnerstein, Edward (1980) “Aggressive erotica and violence against women,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 39, No. 2, pp. 269–277.
- Donnerstein, Edward and L. Berkowitz (1981) “Victim Ractions in Aggressive Erotic Films as as Factor in Violence against Women,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 41.
- Dworkin, Andrea (1981) *Pornography: Men Possessing Women*, Perigee Books. (アンドレア・ドウオーキン, 『ポルノグラフィ：女を所有する男たち』, 寺沢みつほ訳, 青土社, 1991) .
- Edwards, David M. (1992) “Politics and Pornography: A Comparison of the Findings the President’s Commision and the Meese Commision and the Resulting Response,” <http://home.earthlink.net/~durangodave/html/writing/Censorship.htm>.
- Eysenck, H. J. and D. K. B. Nias (1978) *Sex, Violence and the Media*, St. Martin’s Press. (H. J. アイゼンク, D. K. ナイアス, 『性・暴力・メディア：マスコミの影響力についての真実』, 岩脇三良訳, 新曜社, 1982) .
- Feinberg, Joel (1985) *Offense to Others: The Moral Limits of the Criminal Law*, Oxford University Press.
- Francoeur, Robert T. and William J. Taverner eds. (2002) *Taking Sides: Clashing Views on Controversial Issues in Human Sexuality*, McGraw-Hill, 8th edition.
- Grundner, T. M. (2000) *The Skinner Box Effect: Sexual Addiction and Online Pornography*, Writers Club Press.
- Hochschild, Arlie (1983) *The Managed Heart: Commercialization of Human Feeling*, University of California Press. (A. R. ホックシールド, 『管理される心：感情が商品になるとき』, 石川准・室伏亜希訳, 世界思想社, 2000) .
- Kant, Immanuel (1797) *Metaphysik der Sitten*, . (カント 『人倫の形而上学』, 『中公世界の名著 カント』, 中央公論社, 1979) .
- Kant (1974) *Vorlesungen über Moralphilosophie*, Walter de Gruyter.
- Kendrick, Walter (2007) *The Secret Museum: Pornography in Modern Culture*, University of California Press. (W. ケンドリック, 『シークレット・ミュージアム：猥褻と検閲の近代』, 大浦康介・河田学訳, 平凡社, 2007) .

- Loftus, David (2002) *Watching Sex: How Men Really Respond to Pornography*, Thunder's Mouth Press.
- MacKinnon, Catharine A. (1993) *Only Words*, Harvard University Press. (キャサリン・マッキノン, 『ポルノグラフィ: 「平等権」と「表現の自由」の間で』, 柿木和代訳, 明石書店, 1995) .
- マッキノン, C.・A. ドゥオーキン (2002) 『ポルノグラフィと性差別』, 青木書店. 中里見博・森田成也訳.
- Malamuth, Neil M. ed. (1984) *Pornography and Sexual Aggression*, Accademic Press.
- Malamuth and Donnerstein eds. (1985) *Pornography and Sexual Aggression*, Academic Press.
- Malamuth, N. M., T. Addison, and M. Koss (2000) "Pornography and Sexual Aggression: Are there reliable Effects and Can We Understand Them?" *Annual Review of Sex Research*, Vol. 11.
- ミラー, G. F. (2002) 『恋人選びの心: 性淘汰と人間性の進化』, 岩波書店. 長谷川眞理子訳.
- Malamuth and Donnerstein (1982) "The Effects of Aggressive-Pornographic Mass Media Stimuli," *Advances in Exp. Soc. Psy.*, Vol. 15.
- Nussbaum, Martha C. (1995) "Objectification," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 24, No. 4.
- Primoratz, Igor ed. (1997) *Human Sexuality*, Ashgate.
- Rathus, Spencer A., Jeffrey S. Nevid, and Lois Fichner-Rathus (2005) *Human Sexuality: In a World of Diversity*, Allyn and Bacon, 6th edition.
- Soble, Alan (1998) "Why Do Men Enjoy Pornography?" in Robert Baker, Kathleen J. Winninger, and Frederick Elliston eds. *Philosophy and Sex*, Prometheus Books, 3rd edition.
- (2002a) *Pornography, Sex and Feminism*, Prometheus Books.
- (2002b) "Sexual Use and What to Do about it: Internalist and Externalist Sexual Ethics," in Alan Soble ed. *Philosophy of Sex*, Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Strossen, Nadine (2000) *Defending Pornography: Free Speech, Sex, and the Fight for Women's Rights*, New York University Press. (ナディー・ストロッセン, 『ポルノグラフィ防衛論』: アメリカのセクハラ攻撃・ポルノ規制の危険性』, 岸田美貴訳, ポット出版, 2007) .
- Taverner, William J. ed. (2002) *Taking Sides: Clashing Views on Controversial Issues in Human Sexuality*, McGraw-Hill, 8th edition.
- Weizer, Ronald (2000) *Sex for Sale: Prostitution, Pornography, and the Sex Industry*, Routledge. (ロナルド・ワイツァー編, 『セックス・フォー・セール: 売春・ポルノ・法規制・支援団体のフィールドワーク』, 岸田美貴訳, ポット出版, 2007) .
- Williams, Bernard ed. (1979) *Obscenity and Film Censorship*, Cambridge University Press.
- 朝倉むつ子・戒能民江・若尾典子 (2004) 『フェミニズム法学: 生活と法の新しい関係』, 明石書店.
- 浅野千恵 (1998) 「混迷するセックスワーク論」, 『現代思想』, 第 26 卷, 第 8 号.
- (1999a) 「ネオ・リベラリズムと性暴力」, 『現代思想』, 第 27 卷, 第 1 号.
- (1999b) 「日本社会と性差別: 社会学者の「性の自己決定」論批判」, 『神奈川大学評論』, 第 32 卷.
- (2000a) 「(無)意味と暴力」, 『現代思想』, 第 28 卷, 第 2 号.
- (2000b) 「「痛み」と「暴力」の関係学試論: 性風俗産業をめぐる言説の権力分析」, 『思想』, 第 907 号.
- (2002) 「性暴力映像の社会問題化: 試聴がもたらす被害の観点から」, 金井淑子・細谷実 (編) 『身体のエシックス/ポリティクス』, ナカニシヤ出版.
- 板元章 (2005) 「ポルノグラフィの悪影響問題: 現代のメディアと社会心理学の研究」, 『母性衛生』, 第 46 卷, 第 1 号.
- 卯月妙子 (2000) 『実録企画モノ』, 太田出版.

- 江口聡 (2006) 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号. 京都女子大学.
- (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」, 『現代社会研究科論集』, 第1巻. 京都女子大学.
- 江口聡・澤敬子・藤本亮・望月清世・南野佳代 (2004) 「ジェンダーと法：フェミニズム法学の課題に関する予備的研究」, 『現代社会研究』, 第6号. 京都女子大学現代社会学部.
- 大淵憲一 (1991) 「暴力的ポルノグラフィー：女性に対する暴力, レイプ傾向, レイプ神話, 及び性的反応との関係」, 『社会心理学研究』, 第6巻, 第2号, 119-129頁.
- 梶原健祐 (2007) 「ヘイト・スピーチと「表現」の境界」, 『九大法学』, 第94号.
- 要友紀子・水島希 (2003) 「セックスワークという問題提起：セックスワークと人権」, 橋本秀雄・花立都世司・島津威雄 (編) 『性を再考する』, 青弓社.
- 北田暁大 (2005) 「憎悪の再生産：ヘイト・スピーチとメディア空間」, 藤野寛・斎藤純一 (編) 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- 中里見博 (2006) 「米国における反ポルノグラフィ公民権条例：違憲判決の検討を中心に」, 齋藤豊治・青井秀夫 (編) 『セクシュアリティと法』, 東北大学出版会. なかさともひろし.
- 佐々木輝美 (1996) 『メディアと暴力』, 勁草書房.
- (2004) 「性的メディア接触が大学生の性意識に与える影響に関する研究」, 『国際基督教大学学報 I-A 教育研究』, 第46巻.
- 杉田聡 (1999) 『男権主義的セクシュアリティ』, 青木書店.
- (2006) 「性交 (射精) 中心主義と強姦の合理化：アダルトビデオのイデオロギー」, 『唯物論研究年誌』, 第11号.
- 武井麻子 (2006) 『ひと相手の仕事はなぜ疲れるのか：感情労働の時代』, 大和書房.
- 角田由紀子 (1991) 『性の法律学』, 有斐閣選書.
- (2001) 『性差別と暴力：続・性の法律学』, 有斐閣.
- 中里見博 (2000) 「権力・ポルノグラフィ・セクシュアリティ」, 『アディクションと家族』, 第17巻, 第4号, 365-370頁.
- (2004) 「ポルノグラフィと法規制：ポルノの性暴力にジェンダー法学はいかに対抗すべきか」, 『男女共同参画社会の法と政策：ジェンダー法・政策研究センター研究年報』, 第2巻.
- (2005) 「ポルノ被害と法規制」, 『ジェンダーと法』, 第2巻.
- (2007) 『ポルノグラフィと性暴力』, 明石書店.
- 斎藤純一 (2005) 「現われの消去：憎悪表現とフィルタリング」, 藤野寛・斎藤純一 (編) 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- 藤野寛・斎藤純一 (編) (2005) 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- ポルノ・買春問題研究会 (編) (2003) 『マッキノンと語る：ポルノグラフィと売買春』, 不磨書房.
- 松川俊夫 (2002) 「メディア暴力の倫理学 (1) イントロダクション」, 『山形短期大学紀要』, 第34巻, 43-53頁.
- (2003) 「メディア暴力の倫理学 (2) 米国医師会『医師のための指針』について」, 『山形短期大学紀要』, 第35巻, 81-92頁.
- (2004) 「メディア暴力の倫理学 (3) ヘイズ・コード (1)」, 『山形短期大学紀要』, 第36巻, 107-126頁.
- (2005) 「メディア暴力の倫理学 (4) 中間的総括」, 『山形短期大学紀要』, 第37巻, 55-61頁.
- (2007) 「メディア暴力の倫理学 (5) オフコム放送コードについて」, 『山形短期大学紀要』, 第39巻, 85-97頁.

若尾典子 (2005a) 『ジェンダーの憲法学：人権・平等・非暴力』, 家族社.

—— (2005b) 『女性の身体と人権：性的自己決定権への歩み』, 学陽書房.

若林翼 (2003) 「言葉の力：差別的表現, 法, 法理論 (一) (二)：批判的人権理論, フェミニズム法理論と法実践」, 『阪大法学』, 第 52 卷.